

令第9号物件

高架道路の路面下における施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(許可基準)

- 1 高架道路の路面下（以下「高架下」という。）の占用は、道路管理上及び土地利用上の観点から十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合でなければ、認めないものとする。ただし、下記の関係通知4に該当する場合で、土木部長との協議が整ったものについては、この限りでない。
- 2 高架下の占用は、地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者に限り認めることができる。

具体には、次に掲げる点検等を的確に行うことができる者であることとする。

  - (1) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
  - (2) 高架の道路からの落下物の有無の点検
  - (3) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
  - (4) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
  - (5) その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- 3 次のいずれかに該当する高架下の占用は認めないものとする。
  - (1) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）
  - (2) 一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用など、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずる占用

(占用物件)

- 1 高架下の占用物件は次に掲げるものとする。
  - (1) 駐車場、自転車等駐車器具、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの
  - (2) 警察、消防、水防等のための公共的施設
  - (3) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。
    - ア 易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの
    - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
    - ウ 公序良俗に反し、社会通念上不適當であるもの（風俗営業施設その他これらに類するもの）
    - エ 住宅（併用住宅を含む）
- 2 前項第1号に該当するものを地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者以外が占用するとき及び前項第3号に該当するものを占用するとき

は、土木部長と事前に協議すること。

(位置)

- 1 高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。
- 2 高架下の地下を占有する場合は、次の全てに適合すること。
  - (1) 占有物件の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占有物件と錯そうするおそれのない場所であること。
  - (2) 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占有物件に接近していること。
  - (3) 道路の構造又は地上にある占有物件に支障のない限り、当該物件の頂部が地面に接していること。
- 3 自転車等駐車器具を設置する場合は、令第9号物件の基準による。

(構造)

- 1 高架下の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 1.5 メートル以上下がっているときは、当該 1.5 メートル下がった線）を超えてはならないこと。
- 2 占有物件が事務所、店舗等であつて、その出入口が高架道路と平行する車道幅員 5.5 メートル以上の道路に接する場合には、歩道（有効幅員 2.0 メートル以上とする。）を設けること。
- 3 緊急の場合に備え、市街地にあつては最低約 30 メートルごと、その他の地域にあつては約 50 メートルごとに横断場所を確保しておくこと。
- 4 占有物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- 5 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。
- 6 天井は、原則として高架の道路の桁下から 1.5 メートル以上空けること。
- 7 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から 1.5 メートル以上空けること。
- 8 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生する恐れがある場合には適切な場所に防護柵等を設置すること。
- 9 高架の道路からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- 10 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- 11 占有物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- 12 自転車等駐車器具を設置する場合は、令第9号物件の基準による。
- 13 広告の添加、塗布は認めない。ただし、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の添架及び塗布であつて、道路維持課長と事前協議を行い認めるものについては、この限りでない。

(その他)

- 1 占有期間は、占有の目的、占有の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

- 2 占有区域内及びその近傍における橋脚等の道路構造物の点検等に責任をもってあたるよう、占有者に対して指導すること。

**(参考通達)**

- 1 昭和33年11月28日建設省発第497号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)
- 2 昭和37年9月4日建設省発第377号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)
- 3 昭和58年2月5日建設省政発第12号「高架道路の路面下占有許可及び石油圧送施設の占有許可に係る事前協議について」(最近改正 平成17年9月9日国道利第5号)
- 4 平成21年1月26日国道利第18号「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」(最近改正 平成27年3月27日国道利第19号)
- 5 平成21年1月26日国道利第20号「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」